

第19回 農業委員会総会議事録

令和4年1月27日開会

中標津町農業委員会

令和4年1月27日、第19回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1 番 二 瓶 裕 貴
- 2 番 横 田 千 秋
- 3 番 谷 川 好 則
- 4 番 長谷川 孝 二
- 5 番 田 中 洋 希
- 6 番 竹 村 聡
- 7 番 武 田 健 治
- 8 番 田 中 世 一
- 9 番 瀧 本 和 男
- 10 番 須 崎 智
- 11 番 和 泉 光 広
- 12 番 後藤田 宏 幸
- 13 番 高 橋 正 一
- 15 番 小 林 亨
- 16 番 中 村 正 生
- 17 番 笠 原 康 博
- 18 番 本 田 信 幸

本日欠席した委員

- 14 番 赤波江 信 二

附議した案件

- (イ) 議案第105号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第106号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第107号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ニ) 議案第108号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ホ) 報告第41号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヘ) 報告第42号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ト) 報告第43号 農地法第3条第6項の規定による農地等の利用状況報告について

本日出席した職員

事務局 長	坂井 一文
庶務係 長	葛西 利光
農地係 長	小倉 欣也
係	宮崎 智佳

(開会 13時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第19回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
日程に入ります前に、新年として私から一言ご挨拶申し上げます。

会長 改めまして皆さん新年明けましておめでとうございます。穏やかな皆様それぞれ新しい年を迎えられたと思います。
昨年振り返りますと、ある程度天候に恵まれて、作物関係は価格的には良くなかったと感じはしますが、相対的には良かった年だったんじゃないかなと思います。ただ、皆さんご存じのとおりコロナの関係もありまして、酪農関係も脱粉、バター在庫が積みあがりまして、いわゆる生産調整の状態に入っています。厳しい時代に三度入ったということで令和4年度どういう形になるか、暮れはなんとか乗り越えましたけども、それもいろいろな方々の消費者の方々のご努力をいただきながら、乳業メーカーの皆さんのご助力いただきながら今のところ過ぎ去ったということでもありますけども、ゴールデンウィークに向けてまだまだ厳しい状態が続きますが、この状態が続くということ自体が酪農全体の先の不安が残るのかなと危惧いたします。農業委員会、農地を守る行政の一員として、これから継いでいく後継者たちに夢ある形で繋いでいくにはどうあるべきか一緒に考えなければなりませんけども、現状中標津町の農家人口は、10パーセントということでもあります。これがこれ以上減っていくと地域全体が崩壊しつつあるものが余計進みますし、地域全体に及ぼす影響も甚大なものになるかもしれません。そういう意味では大きい投資をした農家だけではなくて、本当に小さなところで頑張っていたけるそういう人たちも大事なんだということも常に思いながら、それぞれ皆さん各地域で現場の農家の皆さんの意見を聞きながら進めていっておりますけども、今まで以上に細かなところでお父さんお母さん息子さんたちの意見を聞きながら調整を進めていただければと思いますけども、そのご苦労今まで以上大変なことになるかもしれませんけども、敢えて皆さんのご助力宜しくお願いします。この令和4年が寅年でありますけども飛躍とかそういうことじゃなくて無事前に向いて進んでいける足掛かりになる、脱粉バターとかの関係ですね、これが足掛かりになる良い方向を掴める年になればと思いますので、皆さんとともに農業委員会として地域全体の発展のために努力したいと思いますので宜しくお願いします。今日はどうぞよろしくお願いたします。

議 長 本年最初の総会にあたりまして、町長の出席をいただいております。
町長よりあいさつを頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。

町 長 令和4年、最初の農業委員会総会の開催にあたりまして、町を代表し挨拶を申し上げます。

新年に入りまして、まもなく1ヶ月が過ぎようとしておりますが、本日初めてお会いする方もいらっしゃいますので、改めまして、新年明けましておめでとうございます。年末年始は、穏やかとまでは言えないものの、割と天候に恵まれましたので、委員の皆様におかれましては、ご家族ともども平穏な中、新年を迎えられたことと存じ上げます。皆様には、日頃より農地利用の最適化をめざし、優良農地の保全、新たな担い手の確保など、農地行政の適正な執行と併せて、地域農業振興のため、大変お忙しいところ、日夜ご尽力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、一昨年から続きます、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の発出により、当町におきましても、日常生活のみならず農業をはじめ経済活動全体が大きな影響を受けることになりました。しかし、ワクチン接種が順調に進みまして、また皆さんの感染予防対策の効果が表れ、秋ごろからは少し落ち着きを取り戻し、コロナ前の日常にある程度戻ってきたようにも思われましたが、皆様ご存じのとおり、年末からの海外における新たな変異株の広がりが、国内の第6波の発生へと繋がりまして、当地域への伝播は、予断を許さない状況となっております。新型コロナの影響につきましては、国内の観光業や外食産業をはじめ様々な経済活動を冷え込ませ、国外においても工業生産並びに流通の停滞を招き、更に追い打ちをかけるように円安による物価高騰をもたらしました。その打撃は農業においては飼料や資材等の高騰につながり、なんとと言っても、牛乳や乳製品を中心とした需要の落ち込みによる在庫のたぶつきが一番の問題となっております。当町をはじめ全国的に消費拡大キャンペーンが行われておりますが、コロナ前までの消費回復は依然として見とおしは遠く、生乳の生産調整に至ってしまうことを大変危惧しているところでございます。酪農を中心とする農業は、中標津町の重要な基幹産業であります。今後も情勢を注視しながら、永続的な経営環境の維持に向け、皆様のお力をお借りしながら、関係団体と連携し、国等への要望を継続的に行なって参りたいと考えております。

農業委員会につきましては、令和2年7月からの新体制が3年任期の折り返し地点を迎えております。引き続き、農業の現場における課題解決に向け、農地制度的な運用、優良農地の確保、担い手への農地利用の集積など、農業委員の皆様には、当町の農業振興のために、今後ともご尽力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

結びになりますが、中標津町農業委員会の益々のご発展と、ご出席の皆様のご活躍、ご健勝をご祈念申し上げ年頭の挨拶といたします。

本年一年どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 町長におかれましては、次の用務がございますので、ここで退席となります。
……………（町長退席後）……………
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
3番、谷川 好則 委員。
4番、長谷川 孝二 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 12月23日の総会以降の会務につきましては、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。
12月24日 役場301号会議室におきまして、中標津町農業振興協議会が開催され、会長・会長代理・事務局長が出席しております。
農業用施設建設のための農用地区域からの用途変更が1件、乳製品工場の建設と後継者住宅の建設のための農用地区域からの除外が2件あり、いずれも申請どおり承認されております。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第105号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)(2)と(3)の2回に分けて審議を致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第105号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町字○○○○線○○○番地、○○ ○、○○歳、農業。
借主、中標津町字○○○○線○○○番地、○○○○○○○○(株)、代表取締役、○○○○。
2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積16,279㎡、利用目的、普通畑、他34筆、計626,013㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借の設定。5、期間、令和4年2月1日から令和14年1月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計902,792.86㎡、経営作目、馬鈴薯。7、見取図については、4ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使用貸借していた農地について、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第105号(2)について説明致します。

5ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積12,205㎡。利用目的、牧草畑、他30筆、計861,927㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を後継者へ贈与するもの。譲受人、贈与を受け営農するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、無償。6、当事者の経営状況、世帯員3人、農従者3人、経営地、計1,044,386㎡。家畜、牛235頭。7、見取図につきましては、7ページ、8ページのとおりとなっております。この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者に農地を一括贈与するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。議案第105号(1)(2)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって議案第105号(1)(2)原案のとおり、可決されました。ここで、(3)の案件につきましては、私ごとに関する事項が含まれておりますので、規定により、議長は武田会長代理にお願い致します。

(本田会長降壇、議席へ)(武田代理登壇)

議長 会長に代わり、議事を進行致します。

ここで、会議規則第16条の規定により18番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(本田委員退席)

議 長 (3) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第105号(3)について説明致します。9ページをお開き
ください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、(有)○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積7,252㎡、利用
目的、牧草畑、他28筆、計611,321㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農
地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を
行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借の設定。
5、期間、令和4年2月1日から令和14年1月31日まで。6、当事者の経営状況。
構成員、4人、農従者、4人、経営地、計836,954㎡、家畜、牛184頭。7、見取
図については、11ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使
用貸借していた農地について、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするもの
であります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案105号(3)について、これをは原案のとおり決することに、ご異議ござい
ませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって議案105号(3)は原案のとおり、可決されました。

(○○委員着席)

議 長 本田委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。ここで議長を交
代し、今後の議事は、本田会長にお願い致します。

(武田代理降壇、議席へ) (本田会長登壇)

議 長 日程4、議案第106号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致

します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第106号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(1)について説明いたします。13ページを開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名。
譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。
譲受人、東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号、(株)〇〇、代表取締役社長、〇〇 〇
〇。2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、
畑、面積9,813㎡、他12筆、計230,258㎡。3、許可を受けようとする事由。乳
製品製造工場建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、権利の種類。所
有権移転。6、見取図については、14ページのとおりとなっております。
本案件につきましては、農地法第5条の規定による農地永久転用案件で、既存の現
工場の老朽化に伴い、新たな乳製品製造工場を建設するため申請のあったものです。
申請面積は230,258㎡となっております。
令和3年11月1日、第4・5地区推進班にて現地調査の結果、申請地は集乳エリ
アにおいて、平坦で工場建設に必要な面積を有しており、幹線道路や高压送電線が
近く、地下水が確保でき、排水可能な河川に隣接している等の要件を満たしている
代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得な
いものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、許可相当の回答が来た場
合に、農業委員会として許可相当の意見を付して、北海道知事へ進達する事にご異
議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、意見聴取のうえ、意見を付して、北海道知事へ進達
することと致します。
日程5、議案第107号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第107号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定について」(1)について、説明いたします。

16 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番地〇〇、公益財団法人、〇〇〇〇〇、理事長、〇〇〇 〇〇。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 39,803 m²、利用目的、牧草畑。他 12 筆、計、513,065.95 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。28,763,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、28,700,000 円、自己資金 63,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、5 人、農従者 2 人、経営地、計 718,839 m²、家畜、牛頭 73 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、18 ページのとおりです。本案件につきましては、平成 29 年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび 5 年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程 6、議案第 108 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。
内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第 108 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。20 ページをお開きください。令和 3 年度分といたしまして、(有)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(同) 〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇 〇〇〇〇、令和 2 年度分としまして、(有)〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇(株)からの提出がありました。令和 3 年 12 月 15 日に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。
日程7、報告第41号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 報告第41号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1)について説明いたします。24ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和2年12月18日付、中農委4第令2-10号。
3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇、他2筆。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和2年12月18日から令和3年12月1日まで。6、事業完了年月日。令和3年11月30日。7、この完了検査につきましては、令和3年12月2日、第2地区推進班においより、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 報告第41号(2)について説明いたします。25ページをお開きください。
(2) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和3年4月23日付、中農委4第令2-17号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和3年4月23日から令和4年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和3年10月20日。7、完了検査年月日につきましては、令和3年12月23日に第3地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。日程 8、報告第 4 2 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) (2) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 報告第 4 2 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) (2) について説明いたします。27 ページをお開きください。

尚、(1) (2) につきましては、同一申請地における事業であり、届出人が同一であることから、一括して説明いたします。

(1) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和 3 年 4 月 23 日付、中農委 5 第令 2-8 号。3、

許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇、他 1 筆。4、転用目的。砂、土採取。

5、事業計画の期間。令和 3 年 4 月 23 日から令和 4 年 3 月 31 日まで。6、事業完了年月日。令和 3 年 12 月 20 日。7. 完了検査年月日。令和 3 年 12 月 25 日。

28 ページをお開きください。

(2) 2、許可年月日、許可番号。令和 3 年 4 月 23 日付、中農委 5 第令 2-9 号。

3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇、他 1 筆。4、転用目的。砂、土採取。5、事業計画の期間。令和 3 年 4 月 23 日から令和 4 年 3 月 31 日まで。6、

事業完了年月日。令和 3 年 12 月 20 日。7. 完了検査年月日、令和 3 年 12 月 25 日。この 2 件の完了検査につきましては、令和 3 年 12 月 25 日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、同日付けで、完了報告の写真にて確認したところ です。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。

以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第 4 2 号 (3) について説明いたします。29 ページをお開きください。

(3) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和3年4月23日付、中農委5第令2-10号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇、他1筆。4、転用目的。砂利、土採取。5、事業計画の期間。令和3年4月23日から令和4年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和3年11月9日。7、完了検査年月日につきましては、令和3年11月19日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) から (7) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第42号(4) から(7) について説明いたします。30ページをお開きください。

尚、(4)(5) につきましては、同一申請地における事業であり、届出人が同一であることから、一括して説明いたします。

(4) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和3年4月23日付、中農委5第令2-12号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、他1筆。4、転用目的。砂利・土採取。5、事業計画の期間。令和3年4月23日から令和4年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和3年12月15日。7、完了検査年月日、令和3年12月17日。31ページをお開きください。

(5) 2、許可年月日、許可番号。令和3年4月23日付、中農委5第令2-13号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、他1筆。4、転用目的。砂利・土採取。5、事業計画の期間。令和3年4月23日から令和4年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和3年12月15日。7、完了検査年月日、令和3年12月17日。この2件の完了検査につきましては、令和3年12月17日に第2地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。32ページをお開きください。

(6) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和3年4月23日付、中農委5第令2-14号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇、他3筆。4、転用目的。黒ボク・土採取。5、事業計画の期間。令和3年4月23日から令和4年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和3年12月27日。7、完了検査につきましては、令和3年12月27日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、同日付けで、完了報告の写真にて確認したところです。

なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。

33ページをお開きください。

(7) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和3年4月23日付、中農委5第令2-15号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇。4、転用目的。黒ボク採取。5、事業計画の期間。令和3年4月23日から令和4年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和3年12月14日。7. 完了検査年月日につきましては、令和3年12月17日、第2地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 報告第42号(8)について説明いたします。34ページをお開きください。

(8) 1、届出人の住所、氏名

野付郡〇〇町〇〇〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇。

2、許可年月日、許可番号。令和3年4月23日付、中農委5第令2-16号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇、他4筆。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画の期間。令和3年4月28日から令和4年4月27日まで。6、事業完了年月日。令和4年1月11日。7. 完了検査年月日につきましては、令和4年1月13日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、同日付で、完了報告の写真にて確認したところです。

なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程9、報告第43号「農地法第3条第6項の規定による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第43号「農地法第3条第6項の規定による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。36ページをお開きください。

(1) 1、報告者の住所、氏名。

目梨郡〇〇町〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(有)、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、報告書に係る土地の所在地等。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積
6,901 m²、作物の種類、牧草。3、業務執行役員の状況。氏名、〇〇 〇〇、常時
従事者の役職名、専務取締役、耕作または養畜の事業の年間従事日数、100日。
令和4年1月6日に受理しました、令和2年度分の報告書で、〇〇〇〇(有)のもので
ございます。内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適正に利用
されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものでありました。以上、
報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第19回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 14時12分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月31日

会 長 _____

3 番 _____

4 番 _____